

◆就学支援金の申請を

・希望する

・希望しない

希望しない場合、7月10日に2025年
4月～6月分の授業料**29,700円**
を納付する必要があります。（注意1）

該当する欄を確認し、○のある書類を提出してください。	就学支援金を申請する			就学支援金を 申請 しない
	マイナンバー による申請	課税証明書等 による申請	生活保護 受給世帯	
高等学校等就学支援金申請意思確認及び提出書類 チェックシート（紙申請希望者は全員提出です）	●	●	●	●
受給資格認定申請書【マイナンバー提出用】	●			
受給資格認定申請書【課税証明書等提出用】 （課税証明書で申請する場合、生活保護受給の場合は提出）		●	● （注意2）	
個人番号カード（写）等貼付台紙 ・個人番号カード（写）等貼付台紙に、マイナンバーカードの 写し（または通知カードの写し）を人数分のり付けして提出 してください。 ・「個人番号が記載された住民票」又は「住民票記載事項証 明書」を提出する場合は、当該貼付台紙に貼付けず、一緒に 提出してください。（切り貼りしないでください）	●			
住民税（非）課税証明書＜原本＞ （市町村役場発行）		● （注意3）		
高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足） （市町村役場担当職員による記入）		● （注意4）		
生活保護受給証明書＜原本＞ （2024年1月1日現在で生活扶助を受給している場合）			●	

注意1 空調設備使用料を含めると、30,450円となります。

注意2 生活保護受給世帯の場合は裏面の【2.保護者等の収入の状況について】は、記入の必要はありません。
※【3.確認事項】の記入は必要です。

注意3 親権者が2名の場合は2名分、親権者が1名の場合は1名分が必要となります。

注意4 課税証明書に調整控除の額の記載がない場合はご提出ください。

注意5 保護者（親権者）以外の者が生徒の就学に要する経費を負担する場合は、追加でご提出いただくものがござい
ますので、本校事務室までご連絡ください。

◆書類は、**4月9日（水）**に教室で担任が回収しますので、生徒さんに持たせてください。

（保護者→生徒→担任）

※提出の際には封筒に入れ、封筒表に受検番号・名前・「支援金関係書類在中」の三つを書いてご提出ください

※オンライン申請できない方のみ提出

受検番号・クラス	生徒氏名	保護者氏名	日中連絡が取れる連絡先
(1 -)			- -

<記入上のお願ひ>

- ・別紙の「記入例」を参照の上、確認番号に沿って記入してください。
- ・保護者等による代筆も可能です。

確認1 申請意思確認

高等学校等就学支援金を申請しますか？

※申請＝新たに高等学校等就学支援金を希望する

(下のいずれかの ☐ に ☒ を入れてください。)

☐

申請します。

☐

申請しません。

確認2 提出書類チェック

書類提出の必要数は、次のア～エにより異なります。

- ア 親権者2名(両親)の場合は、2名分
- イ 親権者が1名の場合は、その1名分
- ウ 親権者がいない場合は、未成年後見人全員分
- エ ア～ウ以外の場合は、主たる生計維持者分

【提出書類】

①「申請意思確認及び提出書類

チェックシート(本書)」

記入はここまでです。本書を提出してください。

⇒授業料を納入する必要があります

下記の①～⑥のうち、提出する書類をチェックしてください。

① ☐ 「申請意思確認及び提出書類チェックシート(本書)」→全員提出してください

② ☐ 「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書」

③ ☐ 「個人番号カード等(写)貼付台紙」

④ ☐ 「令和6年度 住民税(非)課税証明書」<原本>

●所得確認に関する提出書類

- ③または④のどちらか1つを提出してください。
- 個人番号(マイナンバー)提出の場合は、③を☑
- 個人番号(マイナンバー)以外の場合は、④を☑

※「④課税証明書」に調整控除の額の記載がない場合、ほかに「補足様式」が必要となる場合があります。

※令和6年1月1日現在、生活保護(生活扶助)を受給している世帯は、下記⑥を提出してください。

○その他の提出書類 ※該当する場合には、①～④と合わせて提出してください。

<上記 エ 主たる生計維持者の場合>

※扶養の確認のため、提出が①～④の他、⑤の提出が必要となります。

⑤ ☐ 「生計を維持する者の扶養誓約書等の写し」

<令和6年1月1日現在、生活保護(生活扶助)を受給している世帯>

⑥ ☐ 「生活保護受給証明書」<原本>

※⑥を提出する場合、上記 ③ または ④ の所得確認に関する書類は不要です。
※生活扶助以外(医療扶助、教育扶助等)のみ受給している場合は、⑥ではなく
③または④を提出してください。

確認3 その他の確認事項

- ◆ 高等学校等就学支援金の支給を受けることができる世帯の方でも、申請や添付書類の提出が遅れた場合や、申請をしなかった場合は、支給を受けることができず、授業料を納付していただくことになりますので、ご注意願います。
なお、税の未申告により税額が確定しない場合も審査を行えないため、同様に授業料を納入していただくことになります。
- ◆ 確認1 申請意思確認において、「申請しません。」を選択した場合であっても、以降の申請を妨げるものではありません。
(認定されれば、申請月から支給可)
- ◆ 確認2 提出書類チェック④、⑥の原本は原則返却しませんが、返却を希望する場合は提出の際にお申し出願います。

学校使用欄		受理日	
-------	--	-----	--

※オンライン申請できない方のみ提出

受検番号・クラス	生徒氏名	保護者氏名	日中連絡が取れる連絡先
123(1-)	支援 太郎	支援 一郎	090-XXXX-XXXX(母)

<記入上のお願ひ>

どちらかに必ずチェック

確認1 申請意思確認

高等学校等就学支援金を申請しますか？

※申請=新たに高等学校等就学支援金を希望する

(下のいずれかの ☐ に ☒ を入れてください。)



申請します。



申請しません。

確認2 提出書類チェック

書類提出の必要数は、次のア～エにより異なります。

- ア 親権者2名(両親)の場合は、2名分
- イ 親権者が1名の場合は、その1名分
- ウ 親権者がいない場合は、未成年後見人全員分
- エ ア～ウ以外の場合は、主たる生計維持者分

【提出書類】

①「申請意思確認及び提出書類

チェックシート(本書)」

記入はここまでです。本書を提出してください。

⇒授業料を納入する必要があります

下記の①～⑥のうち、提出する書類をチェックしてください。

① ☒ 「申請意思確認及び提出書類チェックシート(本書)」→全員提出してください

② ☐ 「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書」

③ ☐ 「個人番号カード等(写)貼付台紙」

④ ☒ 「令和6年度 住民税(非)課税証明書」<原本>

●所得確認に関する提出書類

③または④のどちらか1つを提出してください。
個人番号(マイナンバー)提出の場合は、③を☑
個人番号(マイナンバー)以外の場合は、④を☑

※「④課税証明書」に調整控除の額の記載がない場合、ほかに「補足様式」が必要となる場合があります。

※令和6年1月1日現在、生活保護(生活扶助)を受給している世帯は、下記⑥を提出してください。

○その他の

<上記エ

⑤ ☐ 「生計

<令和6年

⑥ ☐ 「生活

該当するものは必ずチェックし、提出してください。

※ 状況により提出書類が異なりますので、よく読んで確認し提出してください。

※ ③個人番号カード等添付台紙には、「個人番号カードの写し」または「通知カード(記載内容に変更がない場合)の写し」のどちらかを必ず貼ってください。どちらもない場合は、個人番号の記載された親権者の住民票(原本)と一緒に提出してください。

※ ④は令和6年度(令和5年収入分)のものです。

確認3 その

◆ 高等学校等就学支援金は、支給を受け

なお、税の未申告により税額が確定しない場合も審査を行えないため、同様に授業料を納入していただくことになります。

◆ 確認1 申請意思確認において、「申請しません。」を選択した場合であっても、以降の申請を妨げるものではありません。
(認定されれば、申請月から支給可)

◆ 確認2 提出書類チェック④、⑥の原本は原則返却しませんが、返却を希望する場合は提出の際にお申し出願います。

学校使用欄	受理日
-------	-----